

環境マネジメントシステムの新体制について

本庁舎においては平成 18 年度から ISO14001 を運用し、継続的な環境負荷低減に取り組んでいる。この運用の成果を踏まえ、中野区が有する全施設に環境マネジメントシステム（以下「EMS」という。）を導入していくこととする。

また、この EMS は「エネルギー使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）」等の改正を踏まえ、施設におけるエネルギーの管理を含めた体制とする。

1 EMS 新体制の概要

(1) EMS の対象

施設の管理運営形態にかかわらず、区が所有又は賃借しているすべての施設を対象とするが、区営住宅などの居住用施設や事業者へ貸与している施設は除くものとする。

※ただし、事業者へ貸与している施設は省エネ法に基づくエネルギー管理対象施設となる。

(2) EMS の新たな推進体制

EMS を運用管理する推進体制は、現在運用している「中野区環境マネジメントシステム推進体制」（ISO14001 の適用範囲＝本庁舎のみが対象）に、本庁舎以外の施設を加えたものとする。（別紙参照）

推進体制の変更点（平成 23 年度の組織名で表記）

	EMS 組織上	職務名	備考
変更	環境管理責任者	経営室長	省エネ法に基づくエネルギー管理統括者を兼ね、エネルギーに関する計画・方針の作成・進捗管理を担う。
変更	実行部門責任者	子ども教育部長	省エネ法に基づく教育施設のエネルギー管理統括者を兼ねる。
変更	環境マネジメント推進管理者	施設担当副参事 子ども教育施設担当副参事	省エネ法に基づくエネルギー管理企画推進者を兼ね、エネルギー管理統括者の補佐、特に施設におけるエネルギー管理状況を把握し、施設保全計画等との整合を図る。
新設	省エネ担当者	施設にいる施設の担当者：1 名配置	施設内の EMS を運用する。

・事務局について

EMS の運用に関して、現在の管理改善分野が事務局として担っている役割は、平成 23 年度以降、行政監理分野が担う。

なお、省エネ法に基づく報告は、EMS の報告様式などを活用し、エネルギー管理統括者及びエネルギー企画推進者が担う。

(3) EMS の運用単位

EMS の運用単位は分野を基本単位とし、本庁舎以外の施設については、その施設を所管する分野が運用を管理することとする。

分野が所管する施設が複数ある場合は、その分野が所管するすべての施設での運用内容を管理するものとする。

なお、本庁舎におけるエネルギー管理は、上記にかかわらず施設分野が担うこととする。清掃事務所・複合施設等の運用については、関係する部等と協議した上で決定する。

(4) EMS の運用内容

本庁舎内の分野が IS014001 を運用することはそのままに、本庁舎以外の分野（例：保健予防分野など）は IS014001 に準拠したシステムを運用する。

【運用管理項目】

①施設独自の環境活動（目標）とその成果（結果）（区政目標体系の施策、及び事業メニューの業務を行っている施設は、環境負荷低減のための目標を設定し、取り組む）

②エコオフィス活動（現在も運用中）を継続、発展させていくことを基本に、下記の項目について、その結果を測定し、検証結果を報告する。

- i 用紙使用量・購入量 ii 外注印刷物作成量 iii グリーン購入実績
- iv ガソリン使用量 v 電気・ガス・水道使用量 vi ごみ排出量
- vii エコオフィス活動の実施状況

※「◎電気・ガス・水道使用量」は、すべての施設において測定し報告する。

2 各事業部等が行う作業等

今後、区が所有するすべての施設を含めて EMS を運用していくため、各部・室は、その所管するすべての施設を含めた推進体制を整備し、確定する。

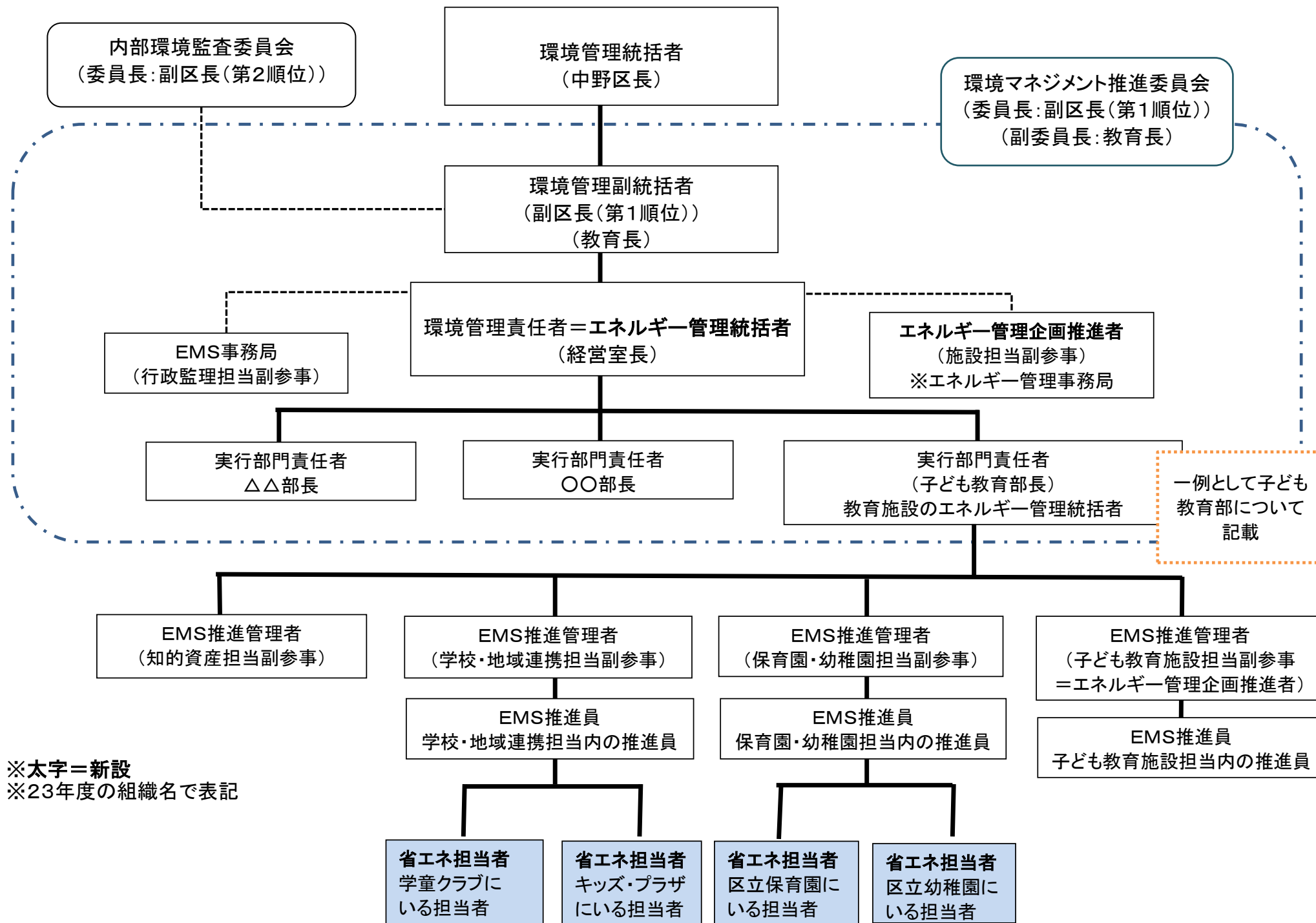
特に、直営でない施設（指定管理者による管理・委託による管理など）については、事務局と協議した上で運用内容を決定していく。

【添付資料】

- ・別紙 中野区環境マネジメントシステム推進体制

中野区環境マネジメントシステム推進体制

別紙



一例として子ども教育部について記載

※太字=新設
 ※23年度の組織名で表記